

◎ 第128回定例研究会

3月8日(木)

於:静岡県評会議室

## 障害年金に関する日韓比較研究

- 政策立案に対する当事者の参画を中心に -

報告:磯野博氏(日本医療総合研究所協力研究員)

### ●日本における障害者運動の構築・確立

○GHQの意向から結成した総評は、障害者運動を支援する(構築期)

⇒障害者の所得保障の運動にも関与する(朝日訴訟・堀木訴訟)。

○総評に加え、報道や住民運動が障害者運動を支援する(転換期)

⇒総評が障害者団体とともに障害者所得保障を春闘要求に掲げる。

○行財政改革のなか、障害基礎年金創設の運動を展開する(確立期)

⇒国民春闘以降、障害者所得保障確立連絡会が運動を展開する。

### ●日本における障害者運動の変質・混迷

○被保険者の管理の強化と構造改革のなか、障害者団体は行政訴訟での問題解決に至るが、部分的な成果しか得られない(変質期)。

⇒自由権規約委員会は、在日韓国朝鮮人無年金者への救済措置を早急に採ることを勧告するが、日本政府は実施していない。

○障害者権利条約を反映した総合的制度改革を行うため、内閣府には推進会議が設置されるが、提言は殆ど実施されていない(混迷期)。

⇒障害者に対する保護雇用の制度化との関連から、障害基礎年金のあり方が提言される。

### ●韓国における障害者運動の構築(混迷)・確立

○障害者運動の主体である高学歴・軽度障害者は、社会変革運動のみで障害者問題は解決できると考えた(構築・混迷期)。

⇒労働権・生存権に関心が高く、年金・介助サービスには関心ない。

○地下鉄や国鉄での転落事故を契機にし、交通弱者移動便宜増進法を制定させた移動権闘争は障害者運動の転機である(確立期)。

⇒障害者団体、市民団体と与野党議員が連携した。○障害者差別禁止法制定運動は、政府関係機関と障害者団体が構成する差別禁止法民官共同企画団が推進した(確立期)。

⇒与野党の障害者代議士が、政府・議会と障害者運動の接点になる。

⇒積極的に障害者権利条約を活用し、政府・国会の認識を促進する。

### ●韓国における障害者運動の発展

○障害基礎年金の政策決定過程は、政府主導というより当事者主導モデルであり、当事者のニーズが様々な経路をとおして反映され、当事者団体と政治家の連携により策定された多元主義的政策決定モデルであるという特徴を持つ(発展期)。

⇒障害者の所得保障は障害者運動の主要な課題のひとつである。

⇒障害者団体と市民団体が連携して運動を推進する。

### ●課題

I 障害年金は、障害に伴う稼働能力の減退・喪失に対する所得保障であり、稼働能力が受給要件に規定されていないわけではない。

II 障害年金は、障害に伴う稼働能力の減退・喪失に対する所得保障であり、保護雇用といった労働・雇用政策との有機的関連が肝要である。

III 障害者運動によって創設された障害基礎年金は、老齢基礎年金との統合など、普遍的な年金制度の発展を阻害しているという批判を検証する。

\*連絡先:静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

〒422-8062 静岡市駿河区稲川 2-2-1 セキスイハイムビルディング 7F (静岡県評内)

メール [roudouadv@wave.wbs.ne.jp](mailto:roudouadv@wave.wbs.ne.jp) ホームページ <http://www.geocities.jp/shizuokarouken/>